

入札説明書

令和7年11月17日付け公告に付した一般競争入札について、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）及び契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

支出負担行為担当官

第九管区海上保安本部長 古川 大輔

2. 調達内容

- (1) 契 約 件 名 角田岬灯台ほか12箇所で使用する電気の調達（低圧）
(2) 品 目 等 仕様書のとおり
(3) 納 入（履 行）期 限 令和9年3月31日
(4) 納 入（履 行）場 所 仕様書のとおり
(5) 入 札 方 法

①本件は、入札及び書類の提出を電子調達システムで行う。ただし、電子調達システムにより難い者は、「紙入札方式参加願」を提出するものとする。
②原則として、入札執行回数は2回を限度とし、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。
③入札者は、契約品目の本体価格のほか、本契約の履行に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積るものとする。
④落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。
⑤入札書の提出後、入札金額の誤記入等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札書の無効の訴えはできないものとする。
⑥入札者は、入札説明書、仕様書等を熟観のうえ入札しなければならない。この場合において入札説明書、仕様書等について疑義があるときは、入札書受領の締め切り前までに関係職員の説明を求めることができる。
⑦入札金額は、各社において設定する予定数量に対する単価を根拠とし、当本部が提示する予定数量の総価を入札金額とすること。

⑧落札者の決定は、最低価格落札方式で行うので、入札金額は、入札者において設定する契約電力に対する単価（kW単価、月額）及び使用電力量に対する単価（kWh単価、月額）を根拠（小数点以下を含むことができる。）とし、当本部が提示する予定契約電力及び予定使用電力量の総価を入札金額とすること。なお、入札金額においては、力率100%とし燃料費調整は考慮しないものとする。

3. 競争参加資格

- (1) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人または被補助人であって、契約締結のため必要な同意を得てている者については、この限りではない。
(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。また、当本部から指名停止の措置を受け、指名停止の期間中の者でないこと。
(3) 令和7・8・9年度国土交通省一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）において、下記「契約の種類」に応じた何れかの等級に格付けされるとともに、下記「競争参加地域」を希望する者。
また、当該部局において指名停止の措置を受け、指名停止中の期間でない者。
(4) 電気事業法第2条第2項の規定に基づき小売電気事業者としての登録を受けている者であること。
(5) 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める入札参加資格者として、1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組地域における再エネの創出・利用の取組に関し、別紙1に掲げる入札適合条件を満たす者であること。

「物品の販売」のA、B、C又はD等級 「関東・甲信越地域又は東海・北陸地域」

競争参加資格審査に関する問い合わせ先

〒950-8543 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目2番1号
第九管区海上保安本部 総務部経理課 入札審査係

電話(025)285-0118 内線2223・2224

4. 仕様書の交付

6.(3)に問い合わせし、交付を受けること。

- (1) 交 付 期 限 令和7年12月2日 午後 4時00分
(2) 交 付 場 所 第九管区海上保安本部ホームページに掲載しているので、ダウンロードするか
6.(3)の場所で直接交付を受けること。

5. 入札参加の申込み

- (1) 提 出 期 限 令和7年12月2日 午後 4時00分
(2) 提 出 場 所

提出書類様式については、第九管区海上保安本部ホームページに掲載しているので、ダウンロードすること。
又は、下記6.(1)の場所での交付とする。

①電子調達システムにより入札に参加する者

「確認書」及び令和7・8・9年度国土交通省一般競争参加資格（全省庁統一資格）における「資格審査結果通知書（写）」、「電気事業法第2条の2の規定に基づく小売電気事業者としての登録を受けていることを証明出来る書類」、「適合証明書」、「特定電源割当計画書」、「本調達案件に対応する自社の電気需給約款」を、電子調達システムにより提出すること。

②紙により入札に参加する者

「紙入札方式参加願」、令和7・8・9年度国土交通省一般競争参加資格（全省庁統一資格）における「資格審査結果通知書（写）」、「電気事業法第2条の2の規定に基づく小売電気事業者としての登録を受けていることを証明出来る書類」、「適合証明書」、「特定電源割当計画書」、「本調達案件に対応する自社の電気需給約款」を、第九管区海上保安本部総務部経理課入札審査係に提出すること。

(3) 資格審査結果通知

資格審査の確認は、証明書等の提出期限日に行い、審査結果は、原則令和7年12月8日 午後 5時00分までに電子調達システム若しくはメール等により通知するので、合格通知を受けたのち入札に参加すること。

ただし、**仕様確認申請書を提出した場合、仕様確認の合格通知と共に通知するため、仕様確認申請の判決結果が判明次第通知する。**

6. 契約条項を示す場所及び問合せ先等

(1) 契約条項を示す場所

〒950-8543 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 第九管区海上保安本部

(2) 契約及び入札に関する問い合わせ先

第九管区海上保安本部 総務部經理課 入札審査係 電話(025)285-0118 内線2223・2224

(3) 仕様書に関する問い合わせ先

第九管区海上保安本部総務部補給課 電話(025)285-0118 内線2256

(4) 電子調達システムのURL <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz>

7. 入札書の提出期限及び開札

(1) 入札書の提出期限 令和7年12月15日 午後 4時00分

(2) 入札書の提出場所 電子調達システムによる。ただし、「紙入札方式参加願」を提出した者は、紙入札書を、上記6.(2)に提出すること。なお、郵送により提出する者は、第九管区海上保安本部入札見積者心得第4「入札等に関する事項」により作成のうえ、書留郵便等により、上記7.(1)の日時必着で送付すること。

(3) 開札の日時 令和7年12月16日 午後1時30分

(4) 開札の場所 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 第九管区海上保安本部入札室（7階）

8. 入札保証金及び契約保証金

免除

9. 入札の無効

(1) 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号の1に該当する入札は無効とする。

①委任状が提出されていない代理人のした入札

②所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札

③記名（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札）を欠く入札

④金額を訂正した入札

⑤誤字、脱字などにより意志表示が不明瞭である入札

⑥公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の入札

⑦同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

⑧競争参加資格のあるものであっても、入札時点において、第九管区海上保安本部長から指名停止措置を受け、指名停止期間中にあらる者のした入札

(2) 電子入札参加者は、ICカードを不正に使用した入札は無効とする。

(3) 国の物品等又は特定任務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第8条第3項の規定に基づき入札書を受領した場合であって、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかつたときは、当該入札は無効とする。

10. 開札

(1) 開札は、原則として紙入札者またはその代理人を立ち会わせて行う。ただし、紙入札者またはその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(2) 紙入札者またはその代理人が開札に立ち会う場合、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。

(3) 紙入札者またはその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書または入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

(4) 紙入札者またはその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

(5) 電子調達システム参加者の障害によって電子入札ができない旨の申告があり、すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行う。

・天災

・広域・地域的停電

・プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害

・その他、時間延長が妥当であると認められた場合

（ただし、ICカードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。）

(6) 電子調達システムヘルプデスクまたは発注者側の障害が発生した場合は、電子調達システムヘルプデスクと協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時刻及び開札予定時刻の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。

(7) 入札締切予定時刻になつても入札書が電子調達システムに未到達であり、かつ、電子入札参加者からの連絡がない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものと見なす。また、辞退を確認した入札参加者は、すみやかに書面にて入札辞退届を提出すること。

(8) 開札を執行した場合、入札者またはその代理人のした入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。再度入札の日時については、原則として開札手続きを行ったのち30分後に行うこととするので、電子入札者は再度入札通知書を必ず確認すること。なお、開札手続きに時間を要するなど再度入札の予定時刻を大幅に超えるような場合は、電子入札参加者に対して当庁担当官から連絡を行う。この間、紙入札業者は開札会場で待機することとし、原則として退室は認めない。ただし、郵便による入札を行つた者がある場合及び契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行ふことがある。

11. 落札者の決定

(1) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書に記載すること。

(2) 落札となるべき者が二人以上あるときは、くじにより落札者を決定することとし、以下のとおり行うこととする。

①電子入札事業者のみの場合

電子入札事業者が入力した電子くじ番号をもとに電子くじを実施のうえ、落札者を決定する。

②電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合

電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参加願に記載した電子くじ番号をもとに電子くじを実施のうえ、落札者を決定する。

③紙入札事業者のみの場合

その場で紙くじを実施のうえ落札者を決定する。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に關係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

(3) その他詳細は、第九管区海上保安本部入札・見積者心得による。

(4) 本契約は令和8年度予算成立を前提とする。（暫定予算を含む）

1 2. 契約書の作成の否否 要（ただし、契約金額が250万円に満たない場合は省略することがある）

電子調達システムによる電子契約を行う場合、電子調達システムで定める手続きに従い、契約書を作成しなければならない。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。

1 3. 支払条件

支払い方法等詳細は別途契約書に定める。

1 4. 入札書提出にかかる委任

(1) 電子入札において、代表者以外のICカードを使用する場合は、年間委任状を提出すること。

(2) 紙入札において、代表者以外の者が入札書を提出する場合は、委任状を提出すること。

1 5. 談合等不正行為があった場合の違約金等

(1) 請負者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、請負者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

①この契約に関し、請負者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が請負者に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）したとき。

②納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。

③納付命令又は排除措置命令により、請負者に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が請負者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

④この契約に関し、請負者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(2) 請負者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、請負者は、当該期間を経過した日から支払いをするまでの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

1 6. その他

上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において了知し、かつ、遵守すべき事項は、「第九管区海上保安本部入札・見積者心得」によるものとする。

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

(1) 令和5年度における

① 1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数

②未利用エネルギー活用状況

③再生可能エネルギーの導入状況

④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組地域における再エネの創出・利用の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

| 要素 | 区分 | 配点 |
|--|-----------------|----|
| ① 令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数適用) (単位: kg-CO ₂ /kWh) | 0.000以上 0.375未満 | 70 |
| | 0.375以上 0.400未満 | 65 |
| | 0.400以上 0.425未満 | 60 |
| | 0.425以上 0.450未満 | 55 |
| | 0.450以上 0.475未満 | 50 |
| | 0.475以上 0.500未満 | 45 |
| | 0.500以上 0.520未満 | 40 |
| | 0.520以上 | 0 |
| ② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況 | 0.675%以上 | 10 |
| | 0%超 0.675%未満 | 5 |
| | 活用していない | 0 |
| ③ 令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況 | 15.00%上 | 20 |
| | 8.00%上 15.00%未満 | 15 |
| | 3.00%超 8.00%未満 | 10 |
| | 0%超 3.00%未満 | 5 |
| | 活用していない | 0 |
| ④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組地域における再エネの創出・利用の取組 | 取り組んでいる | 5 |
| | 取り組んでいない | 0 |

(注) 各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定期間(事業開始日から1年以内に限る。)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2. 添付書類等

- ・入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示

す書類を添付すること

3. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

《二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況の3要素は、同じ年度の実績値を使うものとする。》

(表) 別紙1の「各用語の定義」

| 用語 | 定義 |
|--------------------------------------|---|
| ① 令和5年度 1kWh当たり の二酸化炭 素排出係数 | <p>「令和5年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。令和5年度の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの）</p> <p>1. 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。</p> <p>2. 温対法に基づき令和5年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和5年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。</p> |
| ② 令和5年度 の未利用エ ネルギー活 用状況 | <p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和5年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和5年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値</p> <p>(算定方式)</p> $\text{令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)} \\ \text{令和5年度の未利用エネルギーの活用状況(%)} = \frac{\text{令和5年度の供給電力量 (需要端)}}{\times 100}$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した後に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネ |

| | |
|----------------------|--|
| | <p>ルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）</p> <p>⑤ 高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3. 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. 令和5年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> |
| ③ 令和5年度の再生エネルギーの導入状況 | <p>化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、令和5年度の供給電力量に占める令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量の割合を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端) (kWh) を 令和5年度の供給電力量(需要端) (kWh) で除した数値。</p> <p>(算定方式)</p> $\text{令和5年度の再生可能エネルギー導入状況 (\%)} = \frac{\text{令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)}}{\text{令和5年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1. 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端) (kWh) は、次の①から⑤の合計値とする。ただし、①から⑤は令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量(送電端 (kWh)) ② グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費 分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書(電力)の量 (kWh) ③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh) ④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非 FIT 非化石証書の量 (kWh) <p>2. 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力 (30,000kW</p> |

未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。

| | |
|---|---|
| ④ 省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組地域における再エネの創出 ・利用の取組 | <p>需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p> |
|---|---|

※ この表の定義は、別紙1及び別紙1-2にのみ適用する。

別紙1－2

適合証明書

令和 年 月 日

住 所
会 社 名
代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

| 開示方法 | 番号 |
|---------------------------------|----|
| ①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ⑥その他() | |

2 令和5年度の状況

| | 項目 | 自社の基準値 | 点数 |
|---|---|--------|----|
| ① | 令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh) | | |
| ② | 令和5年度の未利用エネルギー活用状況 | | |
| ③ | 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況 | | |

| | 項目 | 取組の有無 | 点数 |
|----------|---|-------|----|
| ④ | 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組 | | |
| ①～④の合計点数 | | | |

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(事業開始日から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」及び「点数」には、別紙1により算出した値を記載すること。

- 注3) 1の開示方法（又は事業開始日及び開示予定時期）を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。
- 注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

令和 年 月 日

特 定 電 源 割 当 計 画 書

支出負担行為担当官
第九管区海上保安本部長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

令和8年度に以下の通り第九管区海上保安本部に電力を供給することを計画する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については、第九管区海上保安本部に移転する計画である。

1 需要施設名等

①需要施設名 角田岬灯台
需要施設住所 新潟県新潟市（角田岬）
契約電力

②需要施設名 阿賀野川口灯台
需要施設住所 新潟県新潟市（阿賀野川口右岸）
契約電力

- ③需要施設名 岩船港灯台
需要施設住所 新潟県村上市（岩船三日市）
契約電力
- ④需要施設名 椎谷鼻灯台
需要施設住所 新潟県柏崎市（椎谷鼻）
契約電力
- ⑤需要施設名 荒川送信所
需要施設住所 新潟県村上市（梨ノ木）
契約電力
- ⑥需要施設名 荒川送信所
需要施設住所 新潟県村上市（梨ノ木）
契約電力
- ⑦需要施設名 次第浜受信所
需要施設住所 新潟県北蒲原郡聖籠町次第浜
契約電力
- ⑧需要施設名 次第浜受信所
需要施設住所 新潟県北蒲原郡聖籠町次第浜
契約電力

⑨需要施設名 巡視艇たつぎり

需要施設住所 新潟県上越市港町2丁目直江津港内貿ふ頭北岸壁

契約電力

⑩需要施設名 巡視艇ゆきつばき

需要施設住所 新潟県新潟市中央区万代島第2冷凍工場脇新潟港西区南物揚場

契約電力

⑪需要施設名 新潟信号所

需要施設住所 新潟県新潟市中央区入船町4-3778

契約電力

⑫需要施設名 鳥ヶ首灯台

需要施設住所 新潟県上越市（鳥ヶ首岬）

契約電力

⑬需要施設名 新潟武道場

需要施設住所 新潟県新潟市中央区竜が島1丁目1-17

契約電力

2 供給期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

①

| 区分 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 累積 |
|--------------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 再エネ由来電力量 (kWh) 【A】 | | | | | | | | | | | | | |
| 供給電力量 (kWh) 【B】 | | | | | | | | | | | | | |
| 再エネ比率 (%) 【A/B】 | | | | | | | | | | | | | |

②

| 区分 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 累積 |
|--------------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 再エネ由来電力量 (kWh) 【A】 | | | | | | | | | | | | | |
| 供給電力量 (kWh) 【B】 | | | | | | | | | | | | | |
| 再エネ比率 (%) 【A/B】 | | | | | | | | | | | | | |

③

| 区分 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 累積 |
|--------------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 再エネ由来電力量 (kWh) 【A】 | | | | | | | | | | | | | |
| 供給電力量 (kWh) 【B】 | | | | | | | | | | | | | |
| 再エネ比率 (%) 【A/B】 | | | | | | | | | | | | | |

④

| 区分 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 累積 |
|--------------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 再エネ由来電力量 (kWh) 【A】 | | | | | | | | | | | | | |
| 供給電力量 (kWh) 【B】 | | | | | | | | | | | | | |
| 再エネ比率 (%) 【A/B】 | | | | | | | | | | | | | |

(5)

| 区分 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 累積 |
|--------------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 再エネ由来電力量 (kWh) 【A】 | | | | | | | | | | | | | |
| 供給電力量 (kWh) 【B】 | | | | | | | | | | | | | |
| 再エネ比率 (%) 【A／B】 | | | | | | | | | | | | | |

(6)

| 区分 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 累積 |
|--------------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 再エネ由来電力量 (kWh) 【A】 | | | | | | | | | | | | | |
| 供給電力量 (kWh) 【B】 | | | | | | | | | | | | | |
| 再エネ比率 (%) 【A／B】 | | | | | | | | | | | | | |

(7)

| 区分 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 累積 |
|--------------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 再エネ由来電力量 (kWh) 【A】 | | | | | | | | | | | | | |
| 供給電力量 (kWh) 【B】 | | | | | | | | | | | | | |
| 再エネ比率 (%) 【A／B】 | | | | | | | | | | | | | |

(8)

| 区分 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 累積 |
|--------------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 再エネ由来電力量 (kWh) 【A】 | | | | | | | | | | | | | |
| 供給電力量 (kWh) 【B】 | | | | | | | | | | | | | |
| 再エネ比率 (%) 【A／B】 | | | | | | | | | | | | | |

⑨

| 区分 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 累積 |
|--------------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 再エネ由来電力量 (kWh) 【A】 | | | | | | | | | | | | | |
| 供給電力量 (kWh) 【B】 | | | | | | | | | | | | | |
| 再エネ比率 (%) 【A／B】 | | | | | | | | | | | | | |

⑩

| 区分 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 累積 |
|--------------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 再エネ由来電力量 (kWh) 【A】 | | | | | | | | | | | | | |
| 供給電力量 (kWh) 【B】 | | | | | | | | | | | | | |
| 再エネ比率 (%) 【A／B】 | | | | | | | | | | | | | |

⑪

| 区分 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 累積 |
|--------------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 再エネ由来電力量 (kWh) 【A】 | | | | | | | | | | | | | |
| 供給電力量 (kWh) 【B】 | | | | | | | | | | | | | |
| 再エネ比率 (%) 【A／B】 | | | | | | | | | | | | | |

⑫

| 区分 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 累積 |
|--------------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 再エネ由来電力量 (kWh) 【A】 | | | | | | | | | | | | | |
| 供給電力量 (kWh) 【B】 | | | | | | | | | | | | | |
| 再エネ比率 (%) 【A／B】 | | | | | | | | | | | | | |

(13)

| 区分 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 累積 |
|--------------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 再エネ由来電力量 (kWh) 【A】 | | | | | | | | | | | | | |
| 供給電力量 (kWh) 【B】 | | | | | | | | | | | | | |
| 再エネ比率 (%) 【A／B】 | | | | | | | | | | | | | |

再生可能エネルギー由来電力量の内訳

1 再エネ電気

| 供給元発電所名 | 住所 | 再生可能エネルギー源種類 | 割当電力量（kW h） |
|---------|----------|--------------|----------------|
| ○○発電所 | ○○県○○市○○ | 水力 | ○○ |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 合計（kWh） | | | |

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

| 供給元発電所名 | 住所 | 再生可能エネルギー源種類 | 環境価値移転量 |
|---------|----------|--------------|---------|
| ○○発電所 | ○○県○○市○○ | 太陽光 | ○○ |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 合計（kWh） | | | |
| 総計（Kwh） | | | |

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること